

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、新型コロナウイルス感染症の再拡大を早期に探知するためのモニタリング検査について、別添のとおり協力依頼がありました。モニタリング検査の対象区域の幼稚園等におかれては、本件モニタリング検査の意義を踏まえ、積極的な御検討をいただくようお願いいたします。

事務連絡
令和3年4月21日

各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人学校事務主管課 御中
各都道府県教育委員会幼稚園主管課

文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査 の実施に係る協力について（依頼）

平素より幼児教育の振興に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、同室において実施している、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の早期探知のためのモニタリング検査について、幼稚園等における協力を依頼されたい旨の事務連絡がありました。

同室からは、モニタリング検査の対象区域（令和3年1月から3月にかけて行われた緊急事態措置の対象区域から除外された区域（栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県）並びに北海道、宮城県及び沖縄県）に所在する幼稚園等に対する協力依頼を求められています。なお、検査実施対象は幼稚園等の教職員となっております。

また、別紙にもあるとおり、本件検査に係る費用については、検査に協力する幼稚園等の教職員個人への検査費も含めて内閣官房において負担することとされておりますので申し添えます（検査の結果、陽性の疑いが生じた者の診療費を除く。）。

本検査の趣旨・目的に御賛同いただき、モニターとなることを希望し御協力いただける場合には、内閣官房ホームページ（下記参照）からモニタリング検査の登録をいただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会幼稚園主管課においては域内の市町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立幼稚園に対して周知されるようお願いいたします。

記

○感染拡大の予兆の早期探知のためのモニタリング検査登録フォーム
<https://corona.go.jp/monitoring/form-group/>

<本件連絡先>

○本件通知について

文部科学省 03-5253-4111

初等中等教育局幼児教育課（内線：3136）

初等中等教育局健康教育・食育課（内線：2918）

○モニタリング検査について

内閣官房 03-5253-2111

新型コロナウイルス感染症対策推進室

（内線：33212、33211）

事務連絡
令和3年4月21日

文部科学省初等中等教育局幼児教育課 御中
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の 実施に係る協力について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に関する取組みにつきまして、御理解・御協力をいただき深く感謝申し上げます。

先般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態措置が終了したところですが、同措置の終了後も、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくことが必要です。また、現在、まん延防止等重点措置を実施している地域があることにも留意する必要があります。この点について、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和3年4月16日変更）においては、「サーベイランス・情報収集」として、「政府は、緊急事態措置区域であった都道府県等と連携しつつ、再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、幅広いPCR検査等（モニタリング検査）やデータ分析を実施する」とされているところです。

この趣旨を踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室においては、モニタリング検査の対象区域（令和3年1月から3月にかけて行われた緊急事態措置の対象区域から除外された区域（栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県）並びに北海道、宮城県及び沖縄県）に所在する幼稚園等に対して、本検査の趣旨・目的に御賛同いただき、モニターとなることを希望し御協力いただける場合には、内閣官房ホームページ（下記参照）からモニタリング検査の登録をしていただくよう、御依頼いただきたいと思いますので、御協力の程宜しく申し上げます。なお、検査実施対象は幼稚園等の教職員としております。

また、検査に御協力いただく幼稚園等の教職員個人への検査費も含め、本件モニタリング検査に係る費用は内閣官房において負担することとしております（検査の結果、陽性の疑いが生じた者の診療費を除く。）。

最後に、本事業では、都道府県と情報共有しつつ、モニタリング検査を遂行してまいりますことを申し添えます。

○感染再拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施（4/12 18:00 時点）【別添①】

○新型コロナウイルス感染症 モニタリング検査（PCR 検査）モニター募集中【別添②】

○内閣官房 HP（感染拡大の予兆の早期探知のためのモニタリング検査登録フォーム）

<https://corona.go.jp/monitoring/form-group/>

<本件連絡先>

○モニタリング検査の概要について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

電 話 03-5253-2111（内線 33212, 33211）

感染再拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施 4/12 18:00 時点

【目的】

- 緊急事態宣言が解除された地域等において、無症状者に焦点を当てたPCR検査等（モニタリング検査）を実施
- SNS等のデータや行政検査・民間検査機関のデータも活用し、予兆や感染源を早期探知、感染再拡大を防止
- 専門家や自治体等の意見も踏まえ、気になる変化等が見られた場合には、例えば関係者への聞き取り調査や、業種やエリアを特定したより重点的な検査などの対応を講じる。まん延防止等重点措置も機動的に実施。

【実施場所】

- 有識者の意見を踏まえ、繁華街・歓楽街、事業所群（建設現場、工場の寮等）、大学、空港、駅等比較的感染リスクの高い場所を中心に実施（スポットで唾液PCR容器等を交付する方式・団体検査方式）
- 地域の実情を把握している自治体からの提案を踏まえ、実施場所を決定

【対象地域】

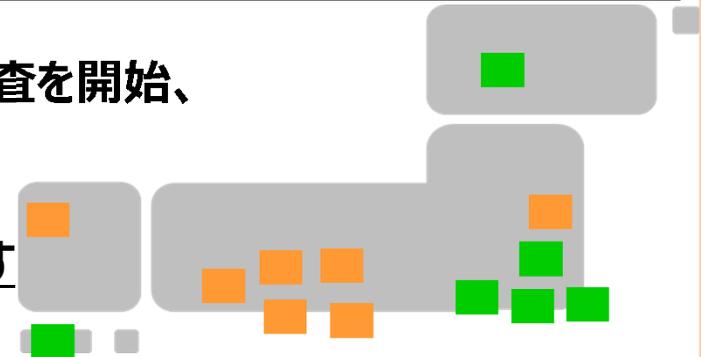
- 栃木県は2月22日から、岐阜県は3月4日から、大阪府、京都府、兵庫県は3月5日から、愛知県、福岡県は3月6日から、それぞれ検査を開始
- 首都圏についても、神奈川県は3月18日から、千葉県は3月19日から、東京都、埼玉県は3月20日から、それぞれ検査を開始
- 北海道は4月1日、沖縄県は4月2日から、それぞれ検査を開始、
- 宮城県については開始に向けて調整中

【規模】

- 段階的に検査数を拡大、まずは1日1万件規模を目指す

【検査結果及び分析結果】

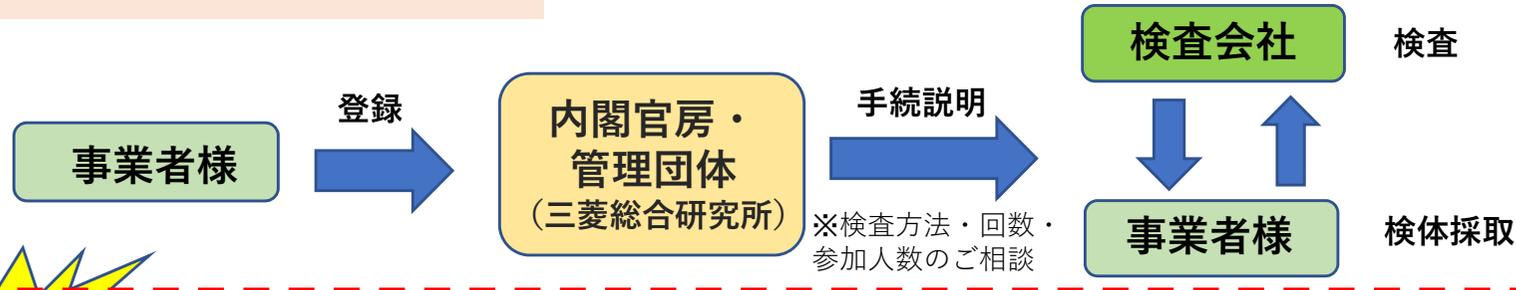
- 検査結果や分析に関しては、随時、内閣官房ウェブサイト^①に公開し、活用を図る



新型コロナウイルス感染症 モニタリング検査（PCR検査） モニター募集中

内閣官房
Cabinet Secretariat

モニタリング検査の流れ



4つのメリット

① 検査は**無料**です

② 唾液を採るだけ
苦痛はありません

③ 職場で検査できます

④ **感染者の早期発見**につながります



定期的な検査で感染の再拡大を防止！



↓↓↓モニターのご登録はこちらからぜひ宜しくお願いします↓↓↓
corona.go.jp/monitoring/form-group/

または、「**モニタリング検査 事業所登録**」で検索

※当面は随時募集いたします



<お問合せ先>
株式会社三菱総合研究所
メール：proactive_test@ml.mri.co.jp